

伊佐市農業委員会第8回総会議事録

1. 開催日時 令和6年11月28日（木）午前9時3分から9時48分
2. 開催場所 菱刈庁舎 3階大会議室
3. 出席委員 (21人)

会 長 13 番委員

委 員

農業委員		農地利用最適化推進委員	
1 番委員	7 番委員	1 番推進委員	10 番推進委員
2 番委員	9 番委員	3 番推進委員	11 番推進委員
3 番委員	11 番委員	4 番推進委員	13 番推進委員
5 番委員	12 番委員	6 番推進委員	14 番推進委員
6 番委員		7 番推進委員	15 番推進委員

4. 欠席委員 (5人)

5. 議事日程

第1 会議録署名委員の指名 11 番委員 12 番委員

第2 議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定について

議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更（用途区分変更・除外・編入）

申出」の意見決定について

議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」の処分決定について

議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」の処分決定について

議案第6号「非農地証明願」について

6. 農業委員会事務局職員

事 務 局 長

農地振興係長

農地振興係書記

農地振興係書記

【開始時間 午前9時04分】

事務局長 おはようございます。只今より、令和6年度第8回農業委員会総会を開催いたします。姿勢を正してください。一同礼。
本日の出席人数は11名で、規定に達しておりますので総会は成立いたします。それでは、会長よろしく申し上げます。

議長 皆さんおはようございます。今年もあと1ヶ月となりましたが、皆様体に気をつけて活動をお願いいたしたいと思います。
本日の議事録署名委員を指名いたします。11番農業委員と12番農業委員をお願いいたします。皆様をお願いします。総会時間中は、私語、雑談を禁止いたします。ご意見質問は、報告終了後をお願いいたします。
只今より総会を始めます。

————— 諸般報告 —————

議長 事務局より諸般の報告について、報告1号「農地法第18条第6項の規定による通知」についてと、報告2号「農地の利用目的変更」についての報告を求めます。

事務局 報告1号「農地法第18条第6項の規定による通知」につきまして、資料は1ページから6ページで中間管理機構経由解約が2件、農業経営基盤強化促進法による解約が21件の計23件です。

事務局 報告第2号「農地の利用目的変更」についての整理番号1番につきまして、去る11月12日に事務局で現地調査を行いましたので報告いたします。
整理番号1番の申請人 YMさんは、伊佐市大口平出水に居住され年齢は70歳です。
申請地は、伊佐市大口平出水字宮ノ谷99番、地目は畑、地積は601㎡で、平出水小学校から南東へ約1.1kmに位置しています。耕作の利便性の向上を図るため、申請地の一部に農業用倉庫80㎡を含む農業用施設を整備しようとするものです。
申請書類として、農地利用目的変更届及び農業用生産施設届、全部事項証明書、地籍図、配置図が添付されております。以上のことから、本届出は適切であると思われまことを報告いたします。ご審議方よろしくお願

		いたします。以上で報告を終わります。
議	長	報告が終わりました。質問をされる委員は挙手し委員番号をお願いいたします。質問はございませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。) ————— 議案第 1 号 —————
議	長	なしということですので、只今から議案の審議に入ります。議案第 1 号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について議題とします。事務局の報告を求めます。
事 務 局		議案第 1 号「農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定の貸借について説明いたします。資料 13 ページの総括表をご覧ください。期間は 3 年から 10 年で面積は 60,714 m ² で利用権を設定する者の数が 19 人、設定を受ける者の数は 15 人です。土地の詳細につきましては、資料 8 ページから 12 ページ、番号 1 番から 21 番です。以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。
議	長	事務局の報告が終わりました。委員の皆さんご意見、質問はございませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りいたします。議案第 1 号について事務局の報告のとおり、決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議	長	賛成多数。よって議案第 1 号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見については決定いたしました。 ————— 議案第 2 号 —————
議	長	議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」に係る処分決定について提案いたします。農地所有適格法人について事務局の説明をお願いし

	ます。
事務局	整理番号7番の譲受人 有限会社Rについてご説明いたします。法人形態は有限会社であり、農地所有適格法人の法人形態要件を満たしております。事業は、農産物の生産、販売及び農作業の受託で、その売上高は過半をこえており、事業要件を満たしております。事業に従事する構成員の年間労働日数は約300日で、かつ法人の社員総会における総議決権の過半数を超えており、構成員要件を満たしております。代表取締役を含む役員4名は全員が農業及び関連事業に常時従事しており、役員要件を満たしております。経営状態は問題なく、法人形態要件、事業要件、議決権要件、役員要件の全てを農地所有適格法人として満たしていることを報告します。
議長	整理番号1番から7番まで一括で報告をお願いします。ご意見、質問は、全ての報告終了後お願いいたします。整理番号1番について、5番農業委員の報告を求めます。
5番 農業委員	議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号1番につきまして、去る11月22日に現地調査を行いましたので、5番が報告いたします。 申請人 HYさんは、伊佐市菱刈川北に居住され、年齢は61歳です。 渡し人 USさんは、鹿児島市油須木町に居住される市外住民です。 申請地は、伊佐市菱刈荒田字高原165番2ほか1筆、地目は田が1筆と畑が1筆、地積は2筆合計で3,549㎡の所有移転売買になります。 伊佐市菱刈農村公園から南へ約1kmに位置しており、農業従事者は1名、通作距離は約1.5kmで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。 以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。添付書類として全部事項証明書、営農計画書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。
議長	整理番号2番について、11番農業委員の報告を求めます。
11番 農業委員	議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号2番につきまして、11月22日に現地調査を行いましたので、11番が報告いたします。 申請人 IMさんは、伊佐市大口大田に居住され、年齢は46歳です。 渡し人 MSさんは、兵庫県宝塚市光明町に居住される市外住民です。

議長	申請地は、伊佐市大口里字小水流 1756 番 13、地目は田、地積は 2,440 m²の所有移転売買になります。 農業従事者は1名で、通作距離は約 3.5 kmで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。 以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくをお願いいたしまして、私の報告を終わります。
12番 農業委員	整理番号3番について、12番農業委員の報告を求めます。 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号3番につきまして、11月22日に現地調査を行いましたので、12番が報告いたします。 申請人 NMさんは、伊佐市菱刈前目に居住され、年齢は69歳です。 渡し人 TYさんは、伊佐市菱刈前目に居住され、年齢は58歳です。 申請地は、伊佐市菱刈前目字中白坂 4600 番1、地目は畑、地積は 430 m²の所有権移転売買になります。 農業従事者は3名で、通作距離は約 1 km以内で現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。 以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくをお願いいたしまして、私の報告を終わります。
議長	整理番号4番、5番について、2番農業委員の報告を求めます。
2番 農業委員	議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号4番につきまして、去る 11 月 22 日に現地調査を行いましたので、2番が報告いたします。 申請人 TDさんは、伊佐市菱刈荒田に居住され、年齢は33歳です。 渡し人 NTさんは、霧島市隼人町内山田に居住される市外住民です。 申請地は、伊佐市菱刈荒田字上キロ 1503 番ほか1筆、地目は全て田、地積は2筆合計で 2,454 m²の所有権移転売買になります。 農業従事者は3名で、通作距離は約 2 kmで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。 以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。添付書類として全部事項証

		明書その他必要書類が添付してあります。 次に、整理番号5番につきまして、去る11月22日に現地調査を行いましたので、2番が報告いたします。 申請人は、整理番号4番と同じく TDさんです。 渡し人も同じく NTさんです。整理番号5番については所有権移転贈与であるため2つに分けて記載されています。 申請地は、伊佐市菱刈下手字江川556番ほか1筆、地目は田が1筆と畑が1筆、地積は2筆合計で475㎡の所有権移転贈与になります。 農業従事者は3名で、通作距離は約1kmで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。 以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくをお願いいたしまして、私の報告を終わります。
議 長		整理番号6番について、1番農業委員の報告を求めます。
1 番 農 業 委 員		議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号6番につきまして、去る11月27日に現地調査を行いましたので、1番が報告いたします。 申請人 MMさんは、伊佐市大口原田に居住され、年齢は88歳です。 渡し人 KKさんは、伊佐市大口山野に居住され、年齢は69歳です。 申請地は、伊佐市大口原田字満田原148番4、地目は畑、地積は23㎡の所有権移転贈与になります。 農業従事者は1名で、通作距離は約20mで申請人の自宅に隣接しており現況は良く管理された農地です。新規就農者であり営農計画書が添付されております。経営意欲はあり農機具等は完備されています。 以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくをお願いいたしまして、私の報告を終わります。
議 長		整理番号7番について、6番農業委員の報告を求めます。
6 番 農 業 委 員		議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号7番につきまして、去る11月22日に現地調査を行いましたので、6番が報告いたします。 申請人 有限会社Rさんは、伊佐市大口山野に所在のある農地所有適格

法人です。

渡し人 HMさんは、宮崎県小林市東方に居住される市外住民です。

申請地は、伊佐市大口平出水字中川原 2126 番 3 ほか 3 筆、地目は全て田、地積は 4 筆合計で 6,919 m²の所有権移転売買になります。

農業従事者は 18 名で、通作距離は約 4.5 km で現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により、当申請は農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくをお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号 1 番から 7 番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって整理番号 1 番から 7 番については許可が決定いたしました。議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」に係る処分決定について、申請件数 7 件について、7 件の許可が処分決定いたしました。

————— 議案第 3 号 —————

議長 議案第 3 号「農業振興地域整備計画の一部変更(用途区分変更)・除外・編入)申出」の意見決定について提案いたします。整理番号 1 番について 9 番農業委員の報告を求めます。

9 番農業委員 議案第 3 号「農業振興地域整備計画の一部変更(用途区分変更)・除外・編入)申出」の意見決定についてのうち整理番号 1 番について、去る 11 月 22 日に申請人の代理人 YS さんの立ち合いのもと、6 番農業委員、5 番推進委員、私 9 番農業委員の 3 名で共同調査をおこないましたので、9 番が報告します。

申請人は、伊佐市大口平出水にお住いの YM さんで年齢は 70 歳です。

申請地は、伊佐市大口平出水字宮ノ谷 99 番、地目は畑で地積は 601 m²のうち 132 m²であり、変更目的は農業用施設となっております。

所在地は、平出水小学校から南へ約2kmに位置しており、東側は畑、南側は山林、北側は田、西側は田であり周囲に与える影響はないものと思われます。

添付書類として、全部事項証明書、位置図、配置図等が添付されています。調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方よろしく願いいたします。私の報告を終わります。

議長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号1番について、意見決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって整理番号1番については意見決定いたしました。議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更(用途区分変更・除外・編入)申出」の意見決定について、申請件数1件について1件が意見決定いたしました。

————— 議案第4号 —————

議長 議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る処分決定について提案いたします。整理番号1番について、7番農業委員の報告を求めます。

7番農業委員 議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号1番について、去る11月22日に申請人の立ち合いのもと、14番推進委員、私7番農業委員の2名で共同調査をおこないましたので、私7番が報告します。なお、当日は事務局も立ち会っております。

申請人は、伊佐市菱刈田中にお住いのKTさんで年齢は72歳です。

申請地は、伊佐市菱刈前目字弓掛3901番1、地目は田で地積は2,745㎡であります。

農地区分は第2種農地その他の農地となっており、転用目的は山林で杉50本を植栽する計画であります。

所在地は、新拓公民館から南東へ約1kmに位置しており、東西南北を国有林等に囲まれており周囲に与える影響はないかと思われます。

添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、転用に関する誓約書等が添付されております。

調査の結果、この申請については2名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。

議長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号1番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって整理番号1番は、処分決定いたしました。議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る処分決定について、申請件数1件について1件が処分決定いたしました。

————— 議案第5号 —————

議長 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定について提案いたします。整理番号1番について、1番農業委員の報告を求めます。

1番農業委員 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号1番について、去る11月22日に申請人の代理人 H行政書士の立ち合いのもと、4番農業委員、1番推進委員、私1番農業委員の3名で共同調査をおこないましたので、私1番が報告します。

譲受人は、伊佐市大口青木にお住いの MNさんで年齢は39歳です。

譲渡人は、伊佐市大口山野にお住いの KKさんで年齢は69歳です。

申請地は、伊佐市大口原田字満田原148番3、地目は畑で地積は281㎡であります。

本申請は所有権移転売買で、農地区分は第2種農地その他の農地となっており、転用目的は一般住宅であります。

		所在地は、伊佐農林高等学校から東へ約 300mに位置しており、東側は市道、西側は畑、南側は道路、北側は畑となっており周囲に与える影響はないかと思われます。 添付書類として、申請書、法定添付書類一式、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、転用に関する誓約書等が添付されております。 調査の結果、この申請については 3 名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。
議	長	報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号 1 番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議	長	賛成多数。よって整理番号 1 番は、処分決定いたしました。整理番号 2 番について、4 番農業委員の報告を求めます。
4 番 農 業 委 員		議案第 5 号「農地法第 5 条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号 2 番について、去る 11 月 22 日に申請人の代理人である T 行政書士の立ち合いのもと、1 番農業委員、1 番推進委員、私 4 番農業委員の 3 名で共同調査をおこないましたので、私 4 番が報告します。 譲受人は、伊佐市大口原田にお住いの HT さん HH さんです。 譲渡人は、伊佐市大口山野にお住いの KK さんで年齢は 69 歳です。 申請地は、伊佐市大口原田字満田原 150 番 1、地目は畑で地積は 292 m²であります。 本申請は所有権移転売買で、農地区分は第 2 種農地その他の農地となっており、転用目的は一般住宅であります。 所在地は、伊佐農林高等学校から東へ約 300mに位置しており、南側は畑、東側は市道、北側は畑、西側も畑となっており周囲に与える影響はないかと思われます。 添付書類として、申請書、法定添付書類一式、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、転用に関する誓約書等が添付さ

		れております。 調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。
議	長	報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号2番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議	長	賛成多数。よって整理番号2番は、処分決定いたしました。整理番号3番について、6番農業委員の報告を求めます。
6 農 業 委 員	番	議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号3番について、去る11月22日に申請人の立ち合いのもと、9番農業委員、5番推進委員、私6番農業委員の3名で共同調査をおこないましたので、6番が報告します。 譲受人は、伊佐市大口平出水にお住いの Y S さんで年齢は41歳です。 譲渡人は、伊佐市大口平出水にお住いの Y M さんで年齢は70歳です。 申請地は、伊佐市大口平出水字宮ノ谷98番、地目は畑で地積は470㎡であります。 本申請は所有権移転贈与で、農地区分は第2種農地その他の農地となっており、転用目的は駐車場であります。平成28年11月に整地を行い駐車場にしてしまったということで始末書が添付されています。 所在地は、平出水小学校から南へ約2kmに位置しており、東側は宅地、西側は畑、南側は宅地、北側は宅地となっており周囲に与える影響はないかと思われま。 添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、転用に関する誓約書、始末書等が添付されております。 調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において止むを得ないと判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。

議	長	報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号3番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議	長	賛成多数。よって整理番号3番は、処分決定いたしました。整理番号4番について、5番農業委員の報告を求めます。
5 農 業 委 員	番	議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号4番について、去る11月22日に申請人の立ち合いのもと、2番推進委員、13番推進委員、私5番農業委員の3名で共同調査をおこないましたので、5番が報告します。 譲受人は、伊佐市菱刈花北にお住いの Y S さんで年齢は71歳です。 譲渡人は、伊佐市菱刈花北にお住いの N O さんで年齢は73歳です。 申請地は、伊佐市菱刈花北字諏訪之前348番3、地目は畑で地積は8.39㎡であります。 本申請は所有権移転売買で、農地区分は第2種農地その他の農地となっており、転用目的は庭であります。申請地は、既に住宅用庭として利用されており、平成18年9月に住宅を建築するために無断転用していたため始末書が添付されています。 所在地は、伊佐農林高等学校から南西約1.1kmに位置しており、東側は市道、北側は畑、南側は宅地、西畑となっており周囲に与える影響はないかと思われま。 添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、転用に関する誓約書、始末書等が添付されております。 調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において止むを得ないと判断いたしましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。
議	長	報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長	なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号4番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議 長	賛成多数。よって整理番号4番は、処分決定いたしました。整理番号5番について、10番農業委員が欠席ですので事務局の報告を求めます。
事 務 局	整理番号5番については、10番農業委員の報告書を代読させていただきます。 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号5番について、去る11月22日に申請人の代理人 M 行政書士の立ち合いのもと、9番推進委員、10番推進委員、私10番農業委員の3名で共同調査をおこないましたので、私10番が報告します。 譲受人は、伊佐市大口原田にお住いの TKさんで年齢は46歳です。 譲渡人は、東京都町田市金森にお住いの MRさんで市外住民です。 申請地は、伊佐市大口曾木字前田1533番3、地目は田で地積は581㎡であります。 本申請は所有権移転売買で、農地区分は第2種農地その他の農地となっており、転用目的は業務用資材置場であります。 所在地は、西太良郵便局から南へ約60mに位置しており、東側は宅地、西側は宅地、南側は道路、北側は宅地となっており周囲に与える影響はないかと思われます。 添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、転用に関する誓約書等が添付されております。 調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。
議 長	報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。)
議 長	なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号5番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)

議長 賛成多数。よって整理番号5番は、処分決定いたしました。議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定について、申請件数5件について5件が処分決定いたしました。

議案第6号

議長 議案第6号「非農地証明願」について提案いたします。整理番号1番について11番農業委員の報告を求めます。

1 1 番 議案第6号「非農地証明願」についてのうち整理番号1番について、
農 業 委 員 去る11月22日に申請人の代理人 O行政書士の立ち合いのもと、6番推進委員、私11番農業委員の2名で共同調査をしましたので、私11番が報告します。

申請人は、千葉県千葉市稲毛区園生町にお住いの AJ さんです。

申請地は、伊佐市大口大島字上ノ原839番128、地目は畑、地積は374㎡です。

申請地の所在地は、玉泉院大口会館から東へ約300mに位置しており周囲の状況は、北側は畑、西側も畑、東側も畑、南側も畑であります。

非農地になった時期及び理由としては、昭和54年から建物が建っており農地としての機能は無くなり現在に至っているとのことです。

調査の結果、既に農地性は喪失しており農地への復旧は困難であると2名の調査員とも判断しました。添付書類として、全部事項証明書、位置図、字図等が添付されています。委員の皆様方のご審議方よろしく願いいたしまして私の報告を終わります。

議長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号1番について、非農地として証明することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって整理番号1番は、非農地証明が決定いたしました。議案第6号「非農地証明願」については、1件の申請のうち1件の非農地証明が決定いたしました。

議長 その他、事務局お願いします。

事務局 総会資料の最終ページをご覧ください。11月の月例報告を致します。
5日（火）11月定例常設審議委員会が、鹿児島市内で開催され案件なしのため欠席しております。7日（木）各市農業委員会連絡協議会が南九州市で開催され会長及び事務局が出席、12日（火）農業者年金合同地区別会議が霧島市で開催され会長、代理及び事務局が出席、22日（金）現地調査を一斉に行いました。本日28日（木）第8回農業委員会総会です。
12月の行事予定ですが、5日（木）12月定例常設審議委員会が鹿児島市内で開催予定、23日（月）が現地調査予定、25日（水）が第9回農業委員会総会及び年金研修会予定です。月例報告は以上です。

議長 その他、皆様から何かございませんか。

事務局 事務局からでございます。お手元に令和6年度始良・伊佐地区農業委員会連絡協議会先進事例研修（案）ということで資料をお配りしております。
研修の目的としまして、中山間地域の農地においては農地の荒廃に繋がりがねない鳥獣被害が発生しており、その防止に向けた先進地の取り組み事例を研修することで、今後の農業委員会活動に役立てていただきたいということで企画されたものでございます。
研修日時が、令和6年12月19日、今のところ予定ということでございますが午前9時から午後4時まで、研修先が、熊本県球磨郡あさぎり町でございます。研修参加者につきましては、各市町農業委員、農地利用最適化推進委員、それから農業委員会事務局、あと鳥獣害防止対策の担当者となっております。参加人数につきましては、湧水町と伊佐市で定員の都合で20名以内ということでございます。
2枚目にこれが実際、農水省のホームページとかに出ているあさぎり町の鳥獣対策の取り組みの優良事例ということで出ている部分でございます。内容はお目通しいただきたいと思いますが、これは平成27年度鳥獣害被害対策優良活動表彰を受けております。
伊佐市内でも実際鳥獣害が多く出ておりますので、何かしらの参考になるところがあると考えております。
研修に参加したいということがあれば、前もって農業委員会事務局の方にお知らせいただけると助かります。一応バスは20名定員ですので、おおよそ最大で10名かなというふうに思っておるところでございます。よろしく願います。以上です。

議 長	その他、皆様から何かございませんか。 (「なし」という声、あり。)
事 務 局 長	以上で、令和6年度第8回農業委員会総会を終了します。姿勢を正してください。 一同礼。おつかれ様でした。 【終了時間 午前9時48分】

前記のように会議の顛末を記載してその内容に相違ないことを証する。

伊佐市農業委員会

会 長 会 長

伊佐市農業委員 11 番

伊佐市農業委員 12 番